

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

法令名	愛媛県公害防止条例	根拠条項	資料番号	22-1	担当課	環境・ゼロカーボン推進
		32	不利益処 分の種類	粉じん発生施設基準適合命令及び使用の一時停止命令		
愛媛県公害防止条例（昭和44年10月11日条例第23号）						
（基準適合命令等）						
第32条 知事は、粉じん発生施設設置者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該粉じん発生施設について同条の基準に従うべきことを命じ、又は当該粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。						
（基準遵守義務）						
第31条 粉じん発生施設を設置している者（以下「粉じん発生施設設置者」という。）は、当該粉じん発生施設について、規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。						
愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年1月14日規則第2号）						
（粉じん発生施設の構造等に関する基準）						
第21条 条例第31条の規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準は、別表第10の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。						